

## ●学会発表時の利益相反に関するガイドライン

### 目的

本ガイドラインは、「日本産業衛生学会利益相反ポリシー」にある「研究・学会活動に関わる注意事項」に関連して、日本産業衛生学会、全国協議会、地方会学会等の学会発表における演題発表者の利益相反に関する留意事項を示したものである。

### 留意事項

1. 演題発表者は、「産業衛生に関する調査研究等における利益相反（COI）に関する規程」を遵守する。
2. 利益相反状況について、ポスターおよび口演スライドでの具体的な記録に加えて、抄録にも簡易的な記載を求める。
3. 演題発表者は、抄録、ポスターや口演スライド（抄録等）のタイトルおよび内容に、原則、発表者と利益相反関係のある企業名および当該企業の商品名の固有名詞を用いない。ただし、読み手や聞き手が内容を理解する上で固有名詞が不可欠であることを企画運営委員会が認めた場合には、固有名詞を使用できるとし、具体的な利益相反状況の内容をポスターや口演スライドに記載する。
4. 抄録等に明記する所属先は、原則、フルタイムまたはそれに準じる所属先（主たる所属先）とする。但し、フルタイム勤務先を明記することにより発表そのものに支障をきたす場合には、利益相反に関するチェックシートを企画運営委員会に提出するとともに、抄録等に主たる所属先以外での発表であることを記載する。また、チェックシートは会員の求めに応じて開示される。

### （参照）

産業衛生に関する調査研究等における利益相反（COI）に関する規程

<https://www.sanei.or.jp/about/regulations/others/index.html#coi>